

2010年3月29日

2010年度事業計画

1. 仲裁及び調停に係る事務の実施

スポーツ仲裁、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁、特定合意に基づくスポーツ仲裁及び特定合意に基づくスポーツ調停関連諸規則によって、仲裁及び調停に係る事務を行う。また、本年度から施行される日本女子プロゴルフ協会ドーピング紛争仲裁規則等に関しても、同規則によって、仲裁に係る事務を行う。

2. スポーツ仲裁法研究会の開催

スポーツ仲裁及び調停、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁、スポーツに関する法等の研究を行い、当機構仲裁人調停人候補者である研究会メンバーがそれらに対する理解を一層深め、また研究の成果を公表することにより大方の認識を広めることに資する。年2回程度（うち1回は関西）の開催を予定する。

3. スポーツ仲裁シンポジウムの開催

下記の2004年度以降毎年度開催してきたシンポジウムの経験と成果をふまえ、本年度は、スポーツ振興くじ助成事業として、昨年度の実施を踏まえ、スポーツ仲裁、調停、スポーツに関する法の意義と重要性等に関し一層の理解を深めて貰うことに加え、新たにドーピング仲裁をも重要テーマとして掲げ開催を予定する。

記

第1回	2004年11月14日	日本経済新聞社と共催
第2回	2005年11月26日	上智大学法科大学院主催、 当機構協力
第3回	2006年11月25日	大阪市と共催
第4回	2008年3月22日	(財)日本アンチ・ドーピング機構と共催
第5回	2009年3月14日	東京都と共催
第6回	2010年3月17日	スポーツ振興くじ助成事業、当機構主催
第7回	2010年度開催日未定	スポーツ振興くじ助成事業（予定）

4. ドーピング紛争仲裁調査研究の実施

文部科学省委託事業「ドーピング防止活動の推進」のうち、当機構が受託し

ている「ドーピング紛争仲裁に関する調査研究」につき、ドーピング仲裁研究委員会とそのもとに設置されたワーキンググループにより調査研究を行う。本年度は CAS の仲裁判断例の検討分析、外国における国内ドーピング防止機関の課した処分に対する不服、申立機関の調査等を中心として報告書を取りまとめることを予定する。

5. ドーピング法制度調査研究の実施

文部科学省委託事業「ドーピング防止活動の推進」のうち、当機構が受託している「ドーピング紛争仲裁に関する調査研究事業（法的活動に係る調査研究）」につき、ドーピング法制度調査委員会により調査研究を行い、最終的に研究の報告書を取りまとめることを予定する。

6. 事前相談、問合わせ案件への対応

当機構事務局に持ち込まれる事前相談、問い合わせに適切かつ円滑に対応する。

7. 競技者、競技団体に対する当機構の業務説明会の開催

競技者、競技団体関係者等の異動に対応し、当機構業務の周知理解を図るため、少なくとも年1回の説明会開催を予定する。

8. 文献収集、公表

スポーツ仲裁、調停、ドーピング仲裁、スポーツ関連法等に関する内外の文献を収集するとともに、文献リスト等の情報をホームページ等を通じて公表する。

9. 情報交換

諸外国におけるスポーツ仲裁機関との継続的な情報交換を行う。

10. その他

機構のその他の事業のうち、必要と認められるものを行う。

以上